

飯田女子高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

1、いじめに関する基本理念

本校は、仏教精神を基盤とした情操道義の教育に重点をおく学校である。「全ての命がかけがえのない存在である」という親鸞聖人の教えに基づき、いじめは、いかなる理由があっても絶対に許されない人権侵害であり、生徒一人ひとりの尊厳を深く傷つける行為である。またいじめをはやし立てたり、傍観したり、無関心であったりする行為も許されない。本校は、全ての生徒が安全で安心して学校生活を送ることが出来るように「いじめを断じて許さない学校作り」を目指す。そのためには、全教職員が協力し、いじめの未然防止・早期発見・的確な対応を組織的に行うとともに、家庭・地域・関係機関と連携して、学校全体でいじめの根絶に取り組む。

また、このような取り組みを「人権教育」という面からも実践している。この教育を、浄土真宗の教えに基づき、「自分自身が差別者になり得る存在であることの自覚を重視する教育」と捉え、いじめの問題とともに、私たちの心の中に潜む「無意識的ないじめ」という面にも注意を向けさせていく。なぜ、いじめという行為に及んでしまうのか、いじめてしまう私とは何なのかといった具合に、あくまでも私の内側を問題して取り組むことも大切にしている。

2、いじめの定義

「当該生徒が一定の人間関係のある他の生徒・教員・学校関係者から、心理的または物理的な攻撃を受け、精神的な苦痛を感じているもの」をいじめの定義とする。

いじめの形態には、言葉や態度によるもの・仲間外れ・無視・無関心・金品の要求・暴力行為・SNS などを通じた嫌がらせなど、あらゆるものを含む。

【具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返される。
- ・意図的に仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン（インターネット上）で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3、いじめの防止等の対策のための組織

【名 称】 いじめ問題対策委員会（生徒支援委員会をその母体とする）

【目 的】 学校生活において、人権にかかる、生徒支援委員会の指導範囲を著しく超えるような問題の予防・調査・解決のために本委員会を設置する。

【構成員】 学校長、教頭、生徒支援主事、生徒支援委員、特別支援コーディネーター、各学年主任、部署主任（宗教・人権・福祉）、生徒会代表顧問、養護教諭等
※（必要に応じて外部専門家の協力を要請する）

- 【役割】 ①学校いじめ防止基本方針の策定
②いじめの未然防止
③いじめの対応
④教職員の資質向上のための校内研修
⑤年間計画の企画と実施
⑥年間計画進捗のチェック
⑦いじめ防止基本方針の PDCA または OODA サイクルでの検証・必要に応じた見直し
⑧生徒・教師・保護者などのいじめの相談・通報の窓口
⑨いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関する情報収集と記録、教師の情報共有
⑩いじめの疑いに係わる情報があった場合の組織的対応

4、年間計画

基本方針に沿って、以下の通り実施する。

① 「いじめ問題対策委員会の開催」

本委員会の母体は「生徒支援委員会」であるから、不定期ながら委員会の会議の中「いじめ事案」を含めた生徒の問題行動について報告・協議・検討を行い、必要に応じて、本委員会を開催する。

② 「生徒に対するいじめ実態の把握」

生徒のいじめ事案の把握としては、平素からの担任やラボ活動の顧問、養護教諭等の個人面談、相談や聞き取り、年3度（6月、11月、2月）「生活アンケート」を実施。これらからも詳細ないじめについての情報把握を行う。

③ 「人権教育の開催」

学校全体では、校長講話等で「人権教育」に基づいた話をいただく。また学年・学級単位で実施する「人権教育」に関する講演および宗教の授業（仏教）でそれを取り扱う。

5、いじめ防止の基本方針

①未然防止

- ・生徒が互いに尊重し、思いやりを持って係わる心を育む教育を行う。
- ・HR 活動や宗教（仏教）、総合的な探究の時間などで人権教育を充実させる。
- ・生徒会活動やボランティア活動を通して、協働と共感を育てる。
- ・スマートフォンや SNS の適切な使い方を指導し、ネット上のいじめ防止に努め

る。

②早期発見

- ・定期的に「いじめに関するアンケート」や「個人面談」を実施し、その兆候を見逃さない。
- ・教職員が日常的に生徒の表情や行動を観察し、違和感を感じた場合は速やかに報告・相談する。
- ・生徒が悩みを相談しやすい環境を整える。（今後、相談箱の設置・スクールカウンセラーも常備・LINE相談など、実施していきたい）

③早期対応

- ・いじめを確認した場合は、校長の指示のもと、速やかに「いじめ問題対策委員会」を設置する。
- ・被害生徒の安全確保と心身のケアを最優先に行う。

6、いじめられた生徒または保護者への支援・助言

①安全確保と心理的安定への支援

- いじめを受けた生徒の安全と心理的安定の確保を最優先とし、次の処置を講じる。
- ・必要に応じ、加害行為の即時停止および当該生徒の学級・活動環境の調整を行う。
 - ・学校内に安心して過ごせる居場所を確保する。
 - ・希望に応じ、スクールカウンセラー・養護教諭・関係が構築できている教諭、外部機関との連携支援を実施する。

②保護者への助言・連携

- 保護者との信頼関係の構築を重視し、次の方針で支援を行う。
- ・状況、対応方針、支援内容について、経過を含め丁寧かつ継続的に説明する。
 - ・相談内容の秘密を厳守し、保護者の意向と生徒の気持ちを尊重する。
 - ・希望に応じ、対応会議への参加機会・家庭でのケアに関する助言・外部専門機関の紹介などを行う。
 - ・感情、不安、葛藤を否定せず、保護者が安心して相談できる体制を維持する。

③学習・学校生活の継続的支援

- いじめによって生徒の学習権や学校生活が損なわれないよう次の支援を実施する。
- ・学校復帰の支援や個別の学習計画の調整を必要に応じて行う。
 - ・学校に来にくい状況が続く場合、短期的・段階的復帰の計画を策定する。
 - ・長期欠席となった場合でも、卒業までに教育機会を保障するため、オンライン・プリント指導など活用する。

④生徒の意思の尊重と二次被害の防止

- いじめ被害の深刻に対する報復や噂・詮索・責め立てなど、二次被害を断じて許

さない。生徒、保護者の意向とプライバシーを最大限尊重し、次の措置を徹底する。

- ・情報の取り扱いが最小限の関係者に限定し、本人の了解なく第三者に提供しない。
- ・周囲への教育的配慮を行い、被害生徒に心理的負担がかからないよう環境を整える。
- ・必要に応じ、所轄学級・学年・部活動などへの指導・研修・関係性改善支援を実施する。

⑤継続的フォローアップ

解決宣言や行為の終息により支援を終了することはせず、次の姿勢を堅持する。

- ・長期的視点で心身・学習・人間関係の状況を把握し、継続支援を行う。
- ・生徒自身が「安心して学校生活を送れている」と実感することを重視する。
- ・保護者が必要とする場合、相談・面談・支援は随時継続する。

7、いじめを行った生徒に対する指導および保護者支援

いじめを行った生徒には指導を行うと共に、行為の背景を踏まえて支援的対応も行う。

「保護者には事実と経過を適切に伝え、家庭との連携を図る」

「必要に応じて、法人本部・教育委員会・警察・児童相談所など関係機関と協働する」

①いじめを行った生徒に対して組織的にいじめをやめさせる。

- ・当該担任、各学年と「いじめ問題対策委員会」は、いじめ防止措置をとる。
- ・必要に応じて、法人本部、警察など、外部関係機関の協力を得る。

②いじめを行ったとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。

- ・基本的には、聴取は個別で行うなど配慮する。

③いじめに至った原因の究明。加害生徒からもしっかりと丁寧に話を聴く。

④指導中は、当該生徒や保護者の心理的安定を図る。

⑤いじめた生徒の個人情報の取り扱いについては十分に留意する。

⑥いじめを行った当該生徒に対して、懲戒として、退学・出席停止・別室指導等の措置をとることもある。

8、いじめが起きた集団への働きかけ

本校は、いじめ事案への対応にあたり、被害生徒の安全確保及び心のケアを最優先にと

し、加害生徒への個別指導を適切に行うとともに、再発防止と学校全体の健全な人間関係の形成を目的として、学級・課外活動・その他の集団活動などへの働きかけを組織的に実施する。

集団への働きかけは、当該事案の個別の内容や関係性との人格権を保護する観点から、事案の特定や個人の非難につながる形では行わず、学校全体の教育の一環として実施する。

①いじめを容認しない風土の醸成

- ・学校全体で「相手の尊厳を守る」「嫌がる言動は許されない」という価値観を共有し、肯定的な対人関係を促す。
- ・仲間外し、からかい、ネット上での中傷など、いじめに至りやすい言動の危険性について生徒の理解を促進する。
- ・「困っている人を支える行動が尊重される集団」の形成を目指す。

②人間関係の固定化の防止と集団構造の改善

- ・班編成、着席配置、活動グループ、役割分担などを適切に調整し、偏りや上下関係の固定化を解消する。
- ・協働的な学習活動、行事等を通じて、相互理解と協力を促進する機会を計画的に設ける。
- ・生徒一人ひとりが安心して居場所を持てるように、教職員が継続的に見守り支援を行う。

③学級活動・仏教（宗教）・総合的な探究の時間などによる価値観の育成

- ・他者理解、共感、対話、自己肯定感の育成を意図した指導を行う。
- ・「いじり」「ノリ」などの曖昧な言動がいじめにつながる可能性について考えさせ、認識の転換を図る。
- ・SNSなどにおける言動の責任や、発信の影響力について指導する。

④傍観者・周囲の生徒の教育支援

- ・いじめを見聞きした生徒が「介入・相談・助言という行動が尊重される」ことを伝え、行動しやすい学級風土を形成する。
- ・自分や他者を守る言動を「勇気」として価値づけ、承認する文化を育成する。

集団への働きかけは、指導の形骸化や一時的な関わりで終わることなく、継続的、計画的に実施し、いじめの再発防止と、生徒が相互に尊重し合う集団文化の確立を目指す。

9、ネット上のいじめへの対応に関する方針

本校は、インターネット及びSNSなどを利用した誹謗中傷、個人情報への拡散、悪意ある映像や動画の投稿、排除や無視を誘導する投稿、グループチャットにおける言語的暴力

などをいかなる理由があっても許されない重大ないじめ行為であると位置づける。

ネット上のいじめは、匿名性、拡散性、痕跡の残存が高く、被害生徒の心身に深刻な影響を与える可能性があることから、以下の原則に基づき迅速かつ適切に対応する。

①被害生徒の保護と安心の確保を最優先とする。

- ・被害生徒の心身の安全を最優先とし、相談の受理と心理的ケアを行う。
- ・投稿内容の削除支援、アプリ設定の変更、デバイス管理などについて必要な助言を行う。
- ・被害生徒が「自分に非がある」と受け止めることがないよう、教職員が寄り添い、安心できる環境を保障する。

②記録保全と事実確認の徹底

- ・事案把握時には、投稿内容、日時、状況などの証拠を速やかに保全する（スクリーンショット、ログ記録など）。
- ・上方の拡散状況や関与者を把握し、校内の情報共有体制のもと事実確認を行う。
- ・事案の特定や事実誤認による二次被害を防ぐため、慎重かつ組織的に対応する。

③加害生徒への指導・保護者への連携

- ・加害生徒に対しては、登校の影響、ネット上の責任、人格権の侵害などについて理解を促し、再発防止と人格形成を目的とした教育的指導を行う。
- ・指導に際しては、叱責のみに偏らず、内省、共感の育成を促し、適切な人間関係の形成を支援する。
- ・必要に応じて保護者に連絡し、家庭と協働して指導および支援を進める。

④関係機関との連携

- ・事案の重大性に応じ、法人本部、教育委員会、警察、インターネット関連業者などの外部機関と連携し対応する。
- ・個人情報、プライバシー保護に配慮しながら、速やかに必要な措置を講じる。

⑤再発防止のための教育的取り組み

- ・ネットモラル、情報発信の責任、デジタルシティズンシップなどに関する指導を継続的に行う。
- ・SNSの利用方法、プライバシー設定、言語的暴力の危険性、既読無視、既読スルーの誘導など「曖昧な加害行為」についても認識させる。
- ・学級、クラブ活動、生徒会活動などを通じ、「ネット上でも他者の尊厳を守ること」を共有する風土の醸成に取り組む。

⑥継続的なフォローアップ

- ・事案の終結後も、被害生徒および関係性との状況について継続的な見守りと支援を行う。
- ・必要に応じて相談体制の活用、面談、学級、グループの環境調整などを行う。

本方針は、ネット環境の変化および社会状況に応じて定期的に見直し、全生徒が安心してインターネットを利用できる学校作りを推進する。

9、家庭・地域との連携

いじめの未然防止・早期発見・迅速対応・再発防止には、学校のみならず、家庭・地域と共に手を携え、「共に支え、共に生きる」教育環境を作り上げることが不可欠である。

①家庭との連携

家庭は、生徒の心の安らぎと成長を支える最も身近な場である。本校は、この考えに基づき、信頼と協力で立脚した連携を図る。

- ・生徒の心身の状態や生活・校友の変化を共有し、いじめの早期発見につなげる。
- ・保護者が気兼ねなく相談できる環境を整え、迅速かつ誠実に対応する。
- ・保護者会、懇談会、講演会、アンケート等を通じて、いじめ防止の啓発と理念の共有を図る。
- ・SNS、スマートフォン利用に関する理解と協力をお願いし、ネット上のいじめ防止に努める。
- ・学校の対応方針、状況、思念内容を丁寧に説明し、共に子供の成長を支える姿勢を重視する。
- ・本校は、保護者を「指導対象」としてではなく、子供の育ちを願う仲間として、謙虚、誠実、敬意の姿勢で協働する。
- ・保護者への啓発活動（学級通信・保護者会・講演会など）を通じて、いじめ防止への理解を深める。
- ・地域の見守り活動・関係機関との情報共有に努め、地域ぐるみでいじめを防止する。

②地域との連携

浄土真宗では、すべての人が互いに支えられ、つながりの中に生かされていると説かれている。この理念に基づき、本校は地域を大切な「共育」のパートナーと捉え、以下を推進する。

- ・地域住民、自治体、公共施設、企業等と連携し、生徒を温かく見守る環境作りを行う。
- ・警察、児童相談所、医療機関、教育センター等の関係機関と必要に応じ連携す

る。

- ・地域講師、専門家と協力し、人権、生命、共生、情報倫理、仏教情操教育に関する学びを深化する。
- ・生徒が地域社会の一員として尊重され、役割を担い、支えられながら成長できる機会を広げる。

③情報の取り扱いと尊厳の保護

生徒の尊厳を守ることは、本校の教育において最も重要な根幹である。家庭、地域との連携においては、以下を徹底する。

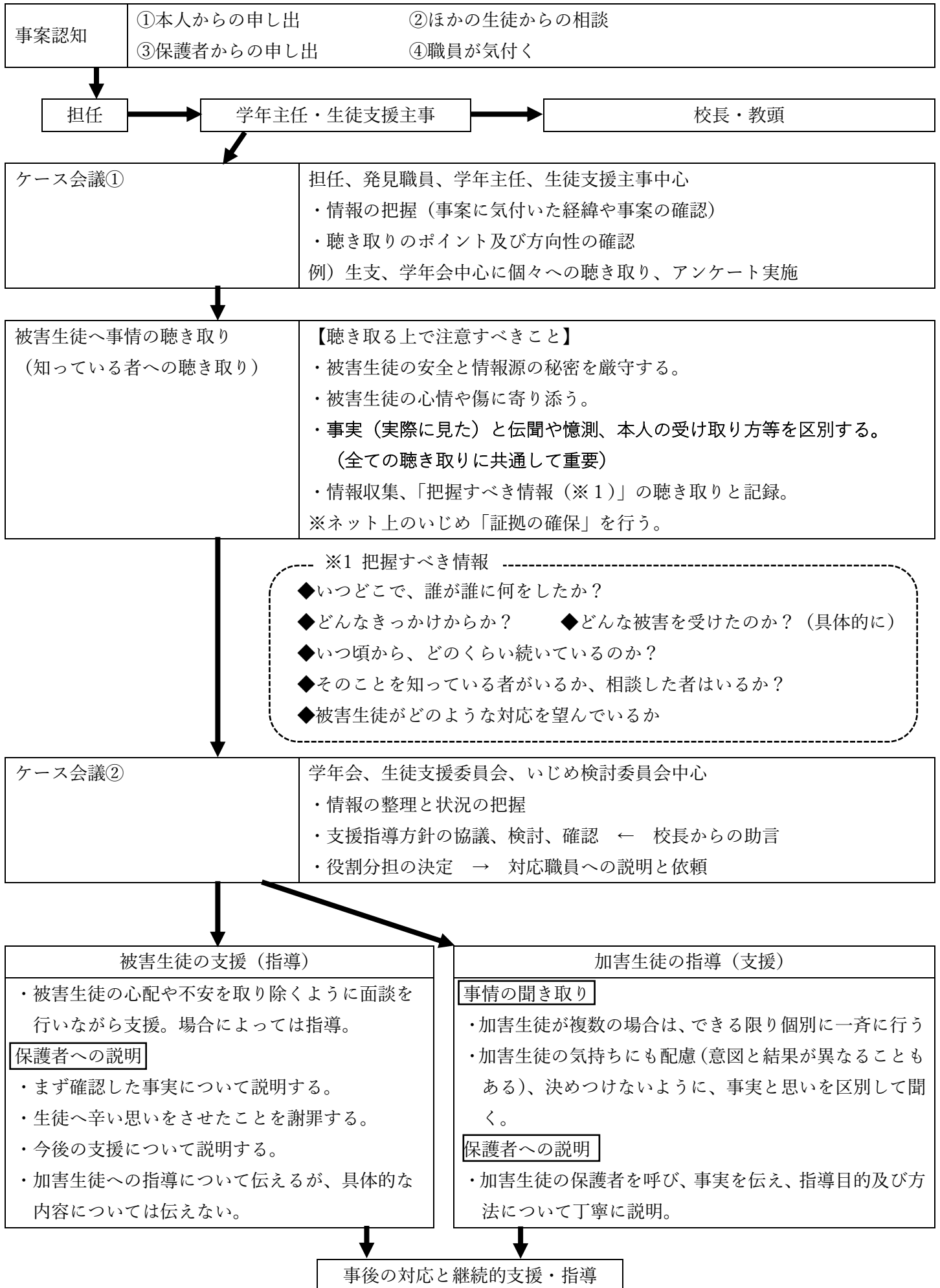
- ・個人情報、相談内容、関係者のプライバシーを厳重に保護する。
- ・情報共有は、生徒、保護者の意向を尊重し、目的、範囲、必要性を明確にした上で行う。
- ・生徒の不利益や偏見につながる情報提供、噂、詮索を断じて許さない。

④協働体制の構築

学校、家庭、地域が同じ願いもとで一丸となり、「一人ひとりが尊重され、安心して学び、成長できる教育環境の実現」に向け、以下を維持して進める。

- ・学校評価、アンケート、各種会議を通じた改善と検証。
- ・保護者、地域からの意見や提案の積極的受けとめ。
- ・いじめ防止に関わる講演会、研修、啓発運動の実施。
- ・生徒を中心に据えた教育コミュニティの形成。

【いじめ対応フローチャート】



(令和8年4月1日改定)